

成績評価及び履修認定方法に関する規定

(趣旨)

第1条 この規程は、試験及び成績に関し必要な事項を定める。

(成績評価)

第2条 教科科目に対する成績評価は、各学年ごとに修了すべき各教科科目について、前期・後期の定期試験を行う。

- 2 各教科科目の出席時数が、学則に定める各科目の授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(定期試験)

第3条 定期試験は、学期の終わりに期日を定めて行う。

(追試験)

第4条 追試験は、前条の定期試験を受験できなかった者を対象に実施する。

- 2 追試験の受験結果は、該当する教科科目の成績とする。
- 3 原則として、再追試験は行わない。

(再試験)

第5条 再試験は、定期試験を受験して評価が不可に該当した者を対象に実施する。

- 2 再試験を受験した場合の成績評価は、Dまたは不可とする。
- 3 原則として、再再試験は行わない。

(成績評価の基準)

第6条 成績評価は、教科科目の「到達目標」に応じて、定期試験の結果および履修状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 成績評価は、特に定めがない場合、100点を満点として次の区分により示し、A・B・C・Dを合格、不可は不合格とする。
- 3 各ランクの評価基準は次のとおりとする。

判定	評価点	成績評価	単位認定
合 格	100点～90点	A	認 定
	89点～80点	B	
	79点～70点	C	
	69点～60点	D	
不合格	59点以下	不可	進級・卒業不可
	放棄（未受験）	不可	進級・卒業不可

(履修認定の方法)

第7条 前条に定める教科科目の成績評価に基づき、校長は以下の基準により履修認定を行う。

- (1) 各学年の年間平均出席率が70%以上(補講時間を含む。)であること。
- (2) 出席時数が、学則別表1に定める各授業科目の授業時数の3分の2以上(補講時間を含む。)であること。
- (3) 学期末試験において、全ての科目が60点以上であること。
- (4) 全ての校納金(学費等)が納められていること。

(補講)

第8条 前条(1)(2)における欠課者については、本人の希望により授業時間外に補講指導および補講試験を課することができる。

- 2 補講を受講することにより、欠課分の不足を補うことができる。
- 3 欠課による補講指導が行われる対象者及び補講時数は、下記のとおりとする。
 - (1) 補講指導の対象範囲は、出席時数が、学則別表1に定める各授業科目の授業時数30%以上の欠課者とする。
 - (2) 出席時数が、学則別表1に定める各授業科目の授業時数の30%未満の者については、補講は認めない。
 - (3) 補講時数によって、卒業式までに補講が完了しない場合は、卒業延期になる場合がある。
 - (4) 補講対象時数は年間最大375時間までとする。

(卒業延期)

第9条 卒業延期期間は、最大1年間とする。

- 2 卒業延期と認定された者は、その理由の如何を問わず、原則として、未修科目の単位を修得しなければならない。
- 3 卒業延期者については、未修科目の履修を確認次第、卒業を認めるものとする。

附則

制定 令和7年10月1日